

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準
に関する国際条約の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	条約の内容	二
1	一般的義務	二
2	定義	二
3	適用	三
4	情報の送付	三
5	他の条約及び解釈	三
6	資格証明	三
7	国内法令	三
8	監督	三
9	技術協力の促進	四
10	最終条項	四
11	附属書	四
(1)	一般規定	四
(2)	船長、甲板部の当直を担当する職員、機関部職員及び無線通信士の資格証明	五

	(3)	全ての漁船員に対する基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練	七
	(4)	当直	七
	三	条約の実施のための国内措置	八
(参 考)			九

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) 船員については、国際海事機関（以下「IMO」という。）の下で採択された千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（昭和五十九年（千九百八十四年）に発効。我が国は同条約発効当初からの加盟国）によって規則等が定められているが、漁船員については同条約の適用が除外されている。

(2) 漁船員の要件については、IMOの下で別途検討が行われ、平成七年（千九百九十五年）七月にロンドンにおいて、千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約が採択され、平成二十四年（二千十二年）九月に発効した。これまで三十六箇国がこの条約を締結している（令和七年（二千二十五年）二月六日現在）。

(3) 我が国は、この条約の内容が我が国の漁船にとって不利なものとなっていること等の理由からこの条約を締結していない。しかし、漁業の現状を踏まえ時代に即した形で漁船員の安全を確保するべく、平成二十七年（二千十五年）に我が国が主導して包括的見直しの必要性を提起したことを契機に、この条約の改正の検討が行われ、令和六年（二千二十四年）五月、IMOにおいて附属書の改正が採択された。この条約の規定に従い、令和七年（二千二十五年）七月一日前に締約国の三分の一以上の国が改正への異議通告を行わない場合には、同日に改正は受諾されたものとみなされ、令和八年（二千二十六年）一月一日に効力を生ずる。

2 条約締結の意義

この条約は、漁船員が任務の遂行に必要な能力を備えること等を確保するため、漁船員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定することを目的とするものであり、我が国がこの条約を締結することは、海上における人命及び財産の安全の確保並びに海洋環境の保護の見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

(1) 我が国を旗国とする漁船の乗組員が任務を遂行するのに必要な能力及び適性を備えることを確保するため、この条約の十分かつ完全な実施に必要な国内法令の制定その他の措置をとること。

- (2) 漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する規則の適用を確保すること。また、これらの規則に定める関係要件に適合する漁船員に対して証明書を発給すること。
- (3) 自国を旗国とする漁船又は自国が正当に証明書を与えた漁船員に関し、この条約を実施するための国内法令が遵守されていない場合における罰又は懲戒処分について定め、及び執行すること。
- (4) 寄港国として、我が国に寄港する外国漁船の監督を行う場合において、関連する要件の不備が是正されておらず、人命、財産又は環境に対する危険があるときは、漁船を航行させないための措置をとること。

4 早期国会承認が求められる理由

近年、漁船の安全に関する国際的な関心が高まっていることから、令和八年（二千二十六年）一月一日にあり得べきこの条約の附属書の改正の発効を契機として、この条約の各締約国により、外国漁船に対する監督が強化されることが予想される。かかる状況を踏まえれば、我が国が未締結の場合、この条約が規定する証明書を受有していない漁船員が乗り組む、我が国を旗国とする漁船の国外における漁業活動に支障が出る懸念されることから、我が国として、この条約を早期に締結し、証明書の発給に係る体制を早期に構築することが重要である。また、この条約の附属書の改正の議論を主導した我が国として、漁船の安全に関する国際的なルール作りに積極的に取り組む姿勢を対外的に示すためにも、この条約を早期に締結することが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文十五箇条及び末文並びに一の附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 一般的義務（第一条）

- (1) 締約国は、この条約及びこの条約の不可分の一部を成す附属書を実施することを約束する（第一条1）。
- (2) 締約国は、この条約の十分かつ完全な実施に必要な法令の制定その他の措置をとることを約束する（第一条2）。

2 定義（第二条）

「締約国」、「主管庁」、「証明書」、「証明書を与えられた」、「機関」、「事務局長」、「漁船」及び「海上航行漁船」の定義を定める。

3 適用（第三条）

この条約は、締約国を旗国とする海上航行漁船において業務を行う乗組員に適用する。

4 情報の送付（第四条）

締約国は、この条約を十分かつ完全に実施するためにとつた措置に関する報告等の情報を事務局長に送付する。

5 他の条約及び解釈（第五条）

漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する従前の条約及び取極であつて締約国の間において効力を有するものは、この条約が適用されない漁船員等について引き続き十分かつ完全な効力を有する。この条約に明文の規定がない事項については、締約国の法令に従う。

6 資格証明（第六条）

漁船員は、この条約の附属書の規定に従つて証明書を与えられる。

7 国内法令（第七条）

(1) 締約国は、自国が発給した証明書又は裏書の受有者の能力の欠如、作為又は不作為に関する公平な調査を行うための手順及び手続並びに当該証明書を撤回し、停止し、及び取り消すための手順及び手続を設ける（第七条1）。

(2) 締約国は、自国を旗国とする漁船又は自国が正当に証明書を与えた漁船員に関し、この条約を実施するための国内法令が遵守されてない場合における罰又は懲戒処分について定める（第七条2）。

8 監督（第八条）

(1) 漁船は、他の締約国の港にある間、当該他の締約国から正当に権限を与えられた監督官の行う監督に服する（第八条1）。

(2) 監督を行う締約国は、関連する要件の不備が是正されていない場合には、当該要件の不備が是正されるまでの間、漁船を航行させないための措置をとる（第八条2）。

(3) 締約国でない国を旗国とする漁船が締約国を旗国とする漁船よりいかなる有利な取扱いも受けることのないよう、必要な場合には第八条の規定を準用する（第八条4）。

9 技術協力の促進（第九条）

締約国は、この条約の目的を推進するため、機関と協議し、可能な場合には、事務職員及び技術職員の訓練、漁船員訓練機関の設立、漁船員訓練機関に対する設備及び施設の供与、適切な訓練計画の開発等について、技術援助を要請する他の国に対する支援を促進する（第九条1）。

10 最終条項（第十条から第十五条まで）

この条約の改正、署名、批准等、効力発生、廃棄、寄託者及び用語について規定している。

11 附属書

(1) 一般規定（第一章）

(ア) 定義（第一一規則）

(i) この附属書の適用上、「船長」、「職員」、「甲板部の当直を担当する職員」、「機関部職員」、「無線通信士」、「千九百七十八年のSTCW条約」、「二千十二年のケープタウン協定」、「海上航行業務」、「限定水域」、「漁船員」、「資格証明書」、「技能証明書」等の定義を規定している（第一一規則1）。

(ii) この附属書の規則は、STCW FコードA部の義務的な規定によって補足されること等について規定している（第一一規則2）。

(イ) 適用（第一二規則）

(i) 締約国の主管庁は、専ら自国の港から運航し、かつ、限定水域内で漁獲を行う長さ四十五メートル未満の漁船において業務を行う乗組員に対して、関連する規則の全部又は一部を適用しないことを規定している（第一二規則1）。

(ii) この条約の適用上、主管庁は、全ての章について、漁船の長さに代えて対応する総トン数を測定的基础として使用することを決定できることを規定している（第一二規則2）。

(ウ) 証明書及び裏書（第一三規則）

- (i) 漁船員の資格証明書の発給及び当該証明書の発給を証明する裏書並びに他の締約国等が発給した証明書の承認を証明する裏書について規定している（第一―三規則 1、2 及び 5）。
 - (ii) 機関長、機関部職員又は G M D S 無線通信士に関して千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の規定に従って発給された資格証明書及び同条約の附属書の規定に従って発給された健康証明書は、漁船について相当する証明書とみなすことについて規定している（第一―三規則 7 及び 8）。
 - (エ) 監督手続（第一―四規則）

締約国の監督官が漁船において要件の不備を発見した場合の措置について規定している（第一―四規則 2）。
 - (オ) 情報の送付（第一―五規則）

事務局長による締約国から送付された情報の他の締約国への提供について規定している（第一―五規則 1）。
 - (カ) 資格証明の制度の運用（第一―六規則）

証明書及び裏書等の登録簿の管理並びに他の締約国が要請する場合におけるこれらの情報提供について規定している（第一―六規則 2）。
 - (キ) 証明書の承認（第一―七規則）

締約国の主管庁が他の締約国等が発給した証明書を承認するために満たすべき要件について規定している（第一―七規則 1）。
 - (ク) 経過規定（第一―八規則）

自国についてこの条約の効力が生じた後の経過規定を定める。
 - (ケ) 医療上の基準（第一―十二規則）

この条約の規定に従って発給された証明書を受有する乗組員であつて海上において業務を行っているものは、有効な健康証明書も受有していなければならないことについて規定している（第一―十二規則 3）。
- (2) 船長、甲板部の当直を担当する職員、機関部職員及び無線通信士の資格証明（第二章）

- (ア) 無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船の船長の資格証明のための最小限の要件（第二一一規則）
- 無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船の船長の資格証明書を得ようとする者が満たすべき要件を規定している。
- (イ) 無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための最小限の要件（第二一二規則）
- 無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員の資格証明書を得ようとする者が満たすべき要件を規定している。
- (ウ) 限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船の船長の資格証明のための最小限の要件（第二一三規則）
- 限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船の船長の資格証明書を得ようとする者が満たすべき要件を規定している。
- (エ) 限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための最小限の要件（第二一四規則）
- 限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員の資格証明書を得ようとする者が満たすべき要件を規定している。
- (オ) 三千キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた漁船の機関長及び一等機関士の資格証明のための最小限の要件（第二一五―一規則）
- 三千キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた海上航行漁船の機関長及び一等機関士の資格証明書を得ようとする者が満たすべき要件を規定している。
- (カ) 七百五十キロワット以上三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた漁船の機関長及び一等機関士の資格証明のための最小限の要件（第二一五―二規則）
- 七百五十キロワット以上三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた海上航行漁船の機関長及び一等機関士の資格証明

明書を得ようとする者が満たすべき要件を規定している。

- (キ) 七百五十キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた漁船において人員の配置がされる機関区域の機関部の当直を担当する職員又は定期的に無人の状態に置かれる機関区域の当番に指名される機関部職員の資格証明のための最小限の要件（第二一五―二規則）

七百五十キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた海上航行漁船において人員の配置がされる機関区域の機関部の当直を担当する職員又は定期的に無人の状態に置かれる機関区域の当番に指名される機関部職員の資格証明書を得ようとする者が満たすべき要件を規定している。

- (ク) 漁船におけるG M D S S無線通信士の資格証明のための最小限の要件（第二一六規則）

漁船におけるG M D S S無線通信士の資格証明書を得ようとする者が満たすべき要件を規定している。

- (ケ) 船長及び職員の証明書の更新（第二一七規則）

証明書を受有している船長及び職員であつて、海上において業務を行っているもの及び業務に復帰する意思を有するものの証明書の更新について規定している。

- (コ) G M D S S無線通信士の証明書の更新（第二一八規則）

証明書を受有しているG M D S S無線通信士であつて、海上において業務を行っているもの及び業務に復帰する意思を有するものの証明書の更新について規定している。

- (3) 全ての漁船員に対する基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練（第三章）

- (ア) 全ての漁船員に対する基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練に関する最小限の要件（第三一―一規則）

漁船員が、船内におけるいずれかの任務を割り当てられる前に、主管庁により承認された基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練を受けることについて規定している。また、基本的な訓練を良好に修了したことを示す技能証明書について規定している。

- (4) 当直（第四章）

(7) 任務への適合(第四一規則)

当直体制は、当直を担当する乗組員がその任務の遂行に適している状態にあるように編成することについて規定している。

(イ) 漁船において遵守すべき基本的な当直の原則(第四一二規則)

安全な当直が常に維持されることを確保するために遵守すべき要件、原則及び指針を踏まえ、全ての漁船の船長が漁船の安全のために適切かつ効果的な当直が常に維持されていること等を確保することについて規定している。また、限定水域において運航する極めて小さい漁船に対してはこの原則の完全な遵守を免除することができることについて規定している。

三 条約の実施のための国内措置

- 1 この条約の実施のため、船員法等の一部を改正する法律案が今次国会に提出されることとなっている。
- 2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 平成七年七月七日 ロンドンにおいて採択
- 2 効力発生 平成二十四年九月二十九日
- 3 締約国 令和七年二月六日現在 三十六箇国
ベルギー、カナダ、コンゴ共和国、デンマーク、フランス、ガンビア、アイスランド、インドネシア、ケニア、キリバス、ラトビア、リトアニア、モリタニア、モロッコ、ナミビア、ナウル、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セントルシア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、南アフリカ共和国、スペイン、シリア、チュニジア、ウガンダ、ウクライナ、ウルグアイ

